

# 令和7年度九州エコファミリー応援アプリ九州統一広報事業委託業務 委託仕様書

## 1 目的

日常生活における身近な地球温暖化対策の普及を図ることを目的とした「九州エコファミリー応援アプリ」のユーザーを拡大するため、九州各県の若者（主に40歳代以下）に、アプリに関心を持ってもらい、ダウンロードを促すためのWeb広報を行う。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

以下により、デジタルマーケティングの手法によるプロモーションを実施する。

### （1）本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

#### （ターゲットの考え方）

- 本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地 域	九州各県（各県ごとに上限予算を設定し、配信量に偏りが出ないよう工夫すること）
性 別	一
年 代	18歳～40歳代
備 考	環境に一定程度興味のある人を中心に配信を行うこと

（ターゲットに起こしてもらいたい行動変容）

- 本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

行動変容	エコ活動及びポイント活動に興味を持ってもらい、アプリをダウンロードして欲しい。
------	---

（ターゲット見直しの提案）

- ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに九州エコファミリー応援アプリ運営協議会事務局（以下「事務局」という。）に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

### （2）目標の設定

- 本業務の目的を達成するうえで、新規ダウンロード目標値（仮説）及び目標設定の根拠を具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

### （3）受託者による広告運用計画の作成

- 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに事務局に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

#### 【広告運用計画に盛り込むべき事項】

(ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ) 事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

A) 広告手法（デジタル広告）

B) 各広告の具体的な運用方法

C) 運用スケジュール（後述（5）参照）

(ウ) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述（4）参照）

(エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法

(オ) 目標設定（前述（2）参照）

(カ) その他必要な事項

（4）情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

- ・広告用動画（15秒）については、事務局が提供する素材を活用すること。
- ・広告用静止画を作成する場合は、ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること。

（5）広告の運用管理

- ・業務（4）の広告クリエイティブを用いて、広告運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、アプリのダウンロードを促す広告を実施すること。事業目的達成に向けて、別にランディングページを用意することが効果的な場合は、それを提案すること。
- ・広告は、デジタル広告の各手法を用いて、ターゲット層やターゲット層の心理や行動にあわせて情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・なお、各県の広告配信回数に偏りが出ないような設定で情報発信を行うこと。

（6）効果測定、改善

- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、事務局に協議すること。特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を会議等により行うこと。

## 4 成果物及び提出物

（1）広告クリエイティブ

- ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。

・事務局は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

- ・受託者は、事務局の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

## (2) 報告書

- ・広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
  - (ア)本業務にかかる効果検証分析レポート
  - (イ)本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

## 5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

## 6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に事務局と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は事務局に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、事務局と十分協議すること。